

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	
税 目	所得税・法人税 （東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第十条の二の二、第十条の三の二、第十七条の二の二、第十七条の三の二、第二十五条の二の二、第二十五条の三の二）	
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の避難解除区域等（※）に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）は、東日本大震災の発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。 （※）税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。 ・ 東日本大震災により失われた当該地域の約 1 万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。 ・ よって、避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の対象に新規事業者を追加する。 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据え、生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、約 1 万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。</p> <p>したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成 23 年 3 月 11 日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1 日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。</p>		
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済成長</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>避難解除区域等へ新規事業者の進出による当該区域の雇用の回復</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>固定資産税等についての特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象区域：課税を免除（平成 25 年度以降当分の間） ・ 避難解除区域：税額を 1/2 減額（課税免除の対象外となつてから原則 3 年度分。平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とする）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた 1 万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設	